

国際的な取組について

平成 28 年 11 月 8 日
個人情報保護委員会

本年 7 月 29 日の個人情報保護委員会において、「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を決定し、その中で、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきている米国、EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とした。これを踏まえ、米国及びEUと対話を行ってきているところである。

なお、個人情報の保護に関する法律第 7 条の規定に基づき、10 月 14 日の個人情報保護委員会において作成し、10 月 28 日に閣議決定された、個人情報の保護に関する基本方針においては、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組むものとする」とされている。

米国

定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有した。加えて、自国のステークホルダーと共に、APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムに関する周知活動及び、APEC 加盟エコノミーに対する参加促進を協力して行っていくことで一致している。

- 引き続き、グローバルな展開を念頭に、個人データ移転の枠組みである APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの活性化等の取組を進める。

EU

日EU間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日EU間で協力対話を続けていくことで一致している。

- 引き続き、グローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ、以下の点を踏まえた議論を推進する。
 - 日EU間での個人データ移転は、改正個人情報保護法（独立機関である個人情報保護委員会の設置など）を前提として相互の個人データ流通が可能となる枠組みを想定するものとする。
 - また、EUにおいては、本年採択されたEU一般データ保護規則（GDPR）が平成30年5月に適用されることから、その運用に向けた動きも注視していく必要がある。

（参考1）APEC越境プライバシールール（CBPR）システムの概要

- APEC CBPRシステムは、APECエコノミーにおいて、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する制度であり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための有効な仕組みである。
- APECエコノミーが本制度への参加を希望し、参加を認められた国はアカウントビリティエージェント（AA）を登録する。このAAが事業者について、その申請に基づきAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

（参考2）EU一般データ保護規則（GDPR）の概要

- 平成28年4月14日に欧州議会において、EU域内で適用されるデータ保護の統一ルールとして、EUデータ保護指令に代わって、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）が採択され、平成30年5月25日より適用される予定である。
- 各加盟国内で実施のための国内措置が必要となる「指令」から、加盟国に直接適用される「規則」に格上げされたことで、EU域内のデータ保護ルールの一元化が図られることになる。